
前橋市居宅介護支援事業者等説明会

資料一覧／要点等

前橋市福祉部介護保険課給付適正化係

令和4年3月

資料一覧

資料番号	資料名称	要点等
資料1	住宅改修費 取扱い手引き	2、4、5ページ
資料2	福祉用具貸与・購入費 取扱い手引き	3ページ
資料3	給付適正化事業の取組状況について	6ページ
資料4	生活保護2号相当者の取り扱いについて	資料参照
資料5	介護給付費等の過誤申立依頼方法の変更について	7ページ
資料6	交通事故等(第三者行為)の届出について	資料参照
資料7	「要介護・要支援認定申請」代行申請の留意点について	資料参照
資料8	前橋市住宅改修理由書作成業務助成金の交付申請及び交付請求の事務手続きについて	資料参照
資料9	介護保険負担限度額認定についてのご案内	8ページ
資料10	社会福祉法人等による利用者負担軽減	資料参照
資料11	マイタクに関する重要なお知らせ	資料参照
資料12	前橋市高齢者支援配食サービス令和4年度からの改正点について	資料参照
資料13	前橋市自立高齢者日常生活用具給付事業の終了について	資料参照

資料1 住宅改修費 取扱い手続き

■ 要点

- 滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更
 - ・ コンクリート等で通路を設置する場合は、申請者の心身の状況等に基づいた長さや幅のみが対象になります。申請者の要望で必要以上の通路を設置することとなった場合は、ケアマネジャーと協議のうえ、必要部分を案分し見積書に計上してください。(段差の解消でスロープを設置する場合にも同様です。)
- 転居リセット
 - ・ 同住所地での建て替えは住所異動を伴わないため転居リセットとなりません。
また、区画整理等による地番変更(住宅は変わらず地番のみ変更)についても、転居リセットとなりません。
- 三段階リセット
 - ・ 最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合は、改めて支給限度基準額の範囲内で申請できます。(3段階リセット:1回のみ適用)

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 又は 要介護1
第一段階	要支援1 又は 経過的要介護(平成18年4月1日以降) 要支援(平成18年4月1日前)

資料2 福祉用具貸与・購入費 取扱い手続き

■ 要点

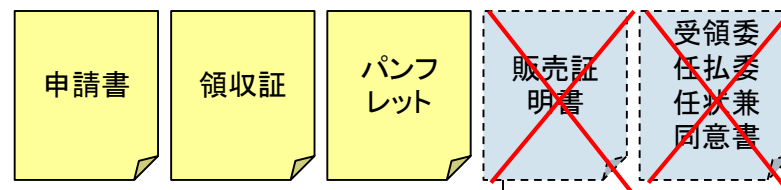
● 販売証明書が添付不要に変更

- これまで、福祉用具購入費支給申請の際に販売証明書を添付していただいていたのですが、3月15日(火)より添付が不要になります。ただし、販売証明書の交付は運営基準に規定されているため、引き続き作成のうえ、**利用者に対して**交付してください。

【変更前】(例)受領委任払の場合



【変更後】



→ 利用者に交付

※申請書の様式変更については、4ページをご覧ください。

● 福祉用具に係る事故について

- 運営基準において、福祉用具貸与または販売の提供により事故が発生した場合は、市町村等に連絡を行うこととなっております。
 - ①事故が発生した場合は速やかに電話連絡等により介護保険課へ第1報を行ってください。
 - ②事故処理に区切りが付きましたら、事故報告書を作成し、前橋市介護保険課へ提出してください。事故報告書の書式等は下記のホームページをご覧ください。

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/gyomu/5/4333.html>

- 消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について消費者庁のホームページに掲載されています。事故防止のために活用してください。

<https://www.caa.go.jp/notice/release/2020/> (消費者庁ホームページ)

資料1 / 資料2 福祉用具購入費及び住宅改修費支給申請書の様式変更

■ 要点

- 福祉用具購入費及び住宅改修費において、受領委任払を希望される場合、「申請書」に加えて「受領委任払委任状兼同意書」をいただいておりますが、被保険者の負担軽減のため、申請書を1枚に集約します。
- 償還払で本人以外に振り込む場合にも、別途いただいていた「委任状」を申請書に集約します。
- 申請書の変更は3月15日(火)からで、別途ご連絡予定です。なお、既に変更前の様式で記入済のものは、変更前の様式で受付いたします。

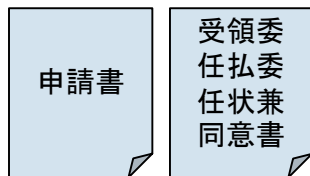
■ 変更点

- 償還払と受領委任払で使用する様式が異なります。

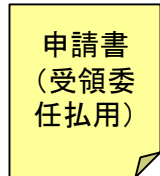
3月15日(火)からの申請書様式			
福祉用具	償還払	(様式第19号)	介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書
	受領委任払	(様式第19号の2)	介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)
住宅改修	償還払	(様式第20号)	介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
	受領委任払	(様式第20号の2)	介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任払用)

<受領委任払の場合>

【変更前】

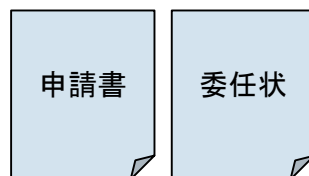


【変更後】

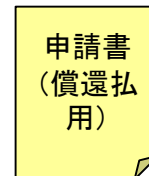


<償還払の場合>

【変更前】



【変更後】



※本人以外に振り込む場合

資料1 / 資料2 福祉用具購入費及び住宅改修費支給申請書の様式変更


■ 記入上の注意

- 事業者名に「**〇〇営業所**」等がつく場合は、必ず記入してください。
- 事業者の代表者氏名欄には、必ず**代表者の役職**を記入してください。
- 代表者と担当者が同一であっても、それぞれ氏名・電話番号を記入してください。

申請者 (受領委任事業者)	所在地	前橋市〇〇町〇丁目〇〇番地	
	事業者名	〇〇〇〇株式会社 〇〇営業所	
	代表者氏名	所長 〇〇 〇〇	電話番号 027-000-0000
	担当者氏名	〇〇 〇〇	電話番号 090-0000-0000

- 委任の真正性を担保するため、電話をお持ちでない方は印鑑を押してください。

委任者 (被保険者)	住所	前橋市大手町二丁目12番1号	
	氏名	前橋 太郎	電話番号



資料3 給付適正化事業の取組状況について

- 趣旨
 - 本市では「介護給付適正化計画」を定め、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、以下の給付適正化事業に取り組んでいます。
 - ケアプランやヒアリングシートの提出を求める場合がありますので、引き続きご協力いただきますよう、お願いします。
 - 留意事項や指摘事項を資料の中でフィードバックしていますので、サービス提供において活用してください。

- 本市が行う介護給付適正化事業
 - ケアプラン点検
 - 給付実績の活用
 - 介護情報と医療情報との突合
 - 住宅改修等の点検
 - 介護給付費通知の送付

資料5 介護給付費等の過誤申立依頼方法の変更について

■ 要点

- 介護給付費等の過誤申立依頼について、これまではFAXで提出していただいておりましたが、令和4年1月17日(月)より「ぐんま電子申請受付システム」に入力していただく方法に変更いたしました。

■ 変更点

● 依頼方法

- ・ ぐんま電子申請受付システムから入力してください

URL

https://s-kantan.jp/city-maebashi-gunma-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=6294

QRコード



● 過誤申立依頼件数が10件以上の場合

- ・ 事前に連絡のうえ、過誤申立依頼書(エクセル)を入力し、メール提出も可能です
- ・ 過誤申立依頼書(エクセル)はホームページからダウンロードしてください

ホームページ: <https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/11112/7621.html>

電話番号: 027-898-6157

メールアドレス: kaigo@city.maebashi.gunma.jp

資料9 介護保険負担限度額認定についてのご案内

■ 変更点(令和3年8月から)

● 認定要件が変わりました。

- 所得要件の細分化

令和3年7月まで		令和3年8月から	
第2段階	年金収入等※80万円以下	第2段階	年金収入等※80万円以下
第3段階	年金収入等80万円超	第3段階①	年金収入等80万円超120万円以下
		第3段階②	年金収入等120万円超

※公的年金等収入金額(非課税年金を含みます。)+その他の合計所得金額

- 資産要件の変更

段階	所得要件	令和3年7月まで	令和3年8月から
第2段階	年金収入等※80万円以下	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身650万円、夫婦1,650万円
第3段階①	年金収入等80万円超120万円以下		単身550万円、夫婦1,550万円
第3段階②	年金収入等120万円超		単身500万円、夫婦1,500万円

● 介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の食費(日額)の負担限度額が変わりました。

段階	所得要件	施設入所者		ショートステイ利用者	
		令和3年7月まで	令和3年8月から	令和3年7月まで	令和3年8月から
第2段階	年金収入等※80万円以下	390円	390円	390円	600円
第3段階①	年金収入等80万円超120万円以下	650円	650円	650円	1,000円
第3段階②	年金収入等120万円超	650円	1,360円	650円	1,300円

■ 負担限度額認定以外の軽減制度

● 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度(資料10を参照してください。)

- 対象となるサービスや実施法人が限られていますが、負担限度額認定と併用することができます。